

## 令和7年度 第4回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和7年度 第4回公共調達監視委員会を令和8年3月2日（月）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和7年10月1日～令和7年12月31日

2 委員会の成立

委員全員の出席をいただきました。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

3 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和7年12月19日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件11件について審議した結果を報告書としてまとめています。

4 公共調達審査会審議結果報告

令和8年2月18日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が令和7年10月1日から同年12月31日間の契約締結案件7件の全てを抽出し、審議した結果、全案件について適正な処理であると判断されたことを報告いたします。

5 抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和7年10月1日から同年12月31日まで、対象案件7件全てを抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

6 対象案件の審議

対象案件中6件は一般競争入札、1件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

（局）一般競争入札6件の説明をいたします。

競争通番1～6について順番に件名、相手方、予定価格の積算根拠、契約金額、落札率、参加者数、落札率の低さ等の審査要件について説明

（委員長）ただいまの説明について、ご意見、あるいはご質問がございましたらどうぞご発言いただきたいと思います。

（委員）競争通番1について、これは今まで保守はしていなかったのですか。

(局) 電気関係なので保守は行っていますが、保守での指摘は特になかったと思います。

(委員) 保守では指摘がなかったと。これまで約 8 年ごとに定期更新を実施していたが、令和 4 年に異常警報が出て、それから今まで約 3 年間、使っていたということですか。

(局) そうですね。蓄電池設備は、そのままの状態で置いていました。

(委員) 何も問題はなかったのですか。

(局) そうですね。予算要求はしていたのですが、予算がつかなくて、工事ができないままになっていました。

(委員) もし何か異常があれば、あまり良くないと思いますよね。

(委員長) 予算要求をしても、何年も予算がつかないこともあるのですか。

(局) はい。

(委員) これ、落札率がすごく低くなっているのですが、見積もり（予定価格）が、あまりにも高すぎたのではないかという気がするのですけど。

(局) はい、そうですね。定価ベースで算出された参考見積もりを使用したので、少し差が出てしまったのかなというところがあるのですが、ただ、6 者が入札している中で、予定価格を超えていた業者もあり、また 2 者は予定価格の 60 から 70%程度であったことを考えると、高すぎたということもなかったのではないかという気はしています。

(委員長) 予定価格を超えていた業者もあったのですか。

(局) ありました。

(委員長) それにしても、上と下とのばらつきが大きすぎますね。

(委員) 予定価格には、全くの新品を入れた時の価格を入れたということですか。

(局) そうですね。最初に予算要求をする時に参考見積もりを取るのですが、その時に定価ベースで取得した参考見積もりを、予定価格を積算する時にも使ったので、少

し高くなってしまったというところはあるのかなと思います。

(委員長) 更新されるものは、当然、新品になるのではないですか。新品を使わないということもあるのですか。

(局) 新品になります。

(委員長) 異常警報が出たから、当然、新品に入れ替えるという工事ですよ。

(局) はい、そうです。

(委員長) はい、わかりました。ありがとうございます。今回、どの案件も入札価格が非常に低かったように思われますけれども。

(局) そうですね。これも予定価格を積算するときに、定価ベースに近い価格で積算しているのが原因かとは思っており、今後は入札の前に、実際の価格に近い形の参考見積もりを取るべきではないかと思っています。予算要求をする時には取得した参考見積もりをベースにしており、予算ベースと予定価格ベースは、少し差がある部分と思われまますので、見積書を取り直した方がいいのではないかと思います。

(委員長) 特に競争通番1や3で、確実な履行がなされるものと判断したとありますけれど、落札率が20%を若干上回る程度というのは、品質的に大丈夫かなと思うところはありますが。

(局) そうですね、神戸所の電話設備更新工事に関しては、主要メーカー(沖電気)の電話機で参考見積もりを立てており、落札できなかった業者も主要メーカー(沖電気)の電話機だったと思うのですが、今回、落札した業者は、沖電気の部品というか、ものを使った、あまり名が知られていない業者の電話機でしたが、品質としては問題ないことは聞いております。

(委員長) そうですか、わかりました。

(委員) 一つ確認したいのですが、契約の相手方である東亜通信株式会社は、競争通番2の工事も行っていますし、競争通番3の「その他の審査要件」欄に、当局及び大阪労働局施設の電話設備工事を多数受注していると記載されていますが、これは今期に受注しているのですか。

(局) 今期(令和7年度)だけでなく、令和6年度も受注しています。

(委員) 同じ時期に同じような案件というのは出てくるものなのですか。

(局) 電話設備工事とかは、そうですね。

(委員) この書き方を見たら、落札できるかどうかは別として、戦略的に京都や大阪や兵庫や奈良にも同じような工事があって、同じような物品であったら、調達するときの規模の経済が働くわけですよ。そういうやり方は、労働局としては問題ないのでしょうか。

(局) そのような話を聞いたことはありません。

(委員) 業者側としては、落札したいということもあるので、戦略的にそのようなことも考えようということなのですけど、労働局側としては競争入札なので、関知していませんという考え方ですか。わかりました。まあ、効率性や契約金額を下げようという意味で、それがいいことなのかどうかといえば、OKということなのでしょうけども、別の要件、理念的な点でいうと、これはいいことなのかどうかという思いはあります。

(委員長) 一種のスケールメリットが働いているということですよ。

(委員) そうですね。スケールメリットを働かすような、うまくやっているということなのでしょうけど。わかりました。

(委員) 競争通番5ですが、応札が二者しかいなかったというのは、仕様書でリソグラフと限定しているからですか。

(局) 想定品としてリソグラフとしていますけど、同等品であれば、特に限定しておりません。

(委員) 同等品でも別に問題ないということですか。

(局) はい。

(委員長) リソグラフは理想科学の製品ですよ。それで六甲商会は理想科学の代理店ですから、少し気になったということですね。

はい、ありがとうございました。それでは、次に随意契約の説明をお願いします。

(局) 随意契約1件の説明をいたします。

随契通番1について件名、予定価格、契約金額、落札率、参加者数等の審査要件について説明

(委員長) ありがとうございました。一般的な賃貸借契約であれば、当然、家主に保証義務があるのですが、保証義務を負わないということを契約にきちんと明確に書いてあるのですね。

(局) はい。

(委員) 雨漏りの場合、金額は業者から見積もりを取らないと全くわからないから、賃貸借契約の相手方となる事業者に出してもらって徴取したのですか。

(局) はい。

(委員長) こういう状況であれば、これからも何度か工事をやらなければいけないですよ。それは当然そういうものだという理解なのですね。

(局) そうですね。

(委員長) 要するに老朽化している建物は、何度補修しても限度があるので、また同じような問題が出てきますよね。まあしかし、そういう方針で賃貸借契約を結んでいるということなんですね。

(局) はい。

(委員長) 賃借料決定の大きな材料として、一つの統一性があるのでしょうかね。わかりました、ありがとうございます。

(委員長) それでは、本日7件の案件を審議いたしましたけれども、何か特に不適切もしくは改善すべき点があるというようなことはございませんか。

(委員からの意見はなし)

(委員長) それでは、本日審議を行った案件について、特に不適切または改善すべきと思われた点はなかったということで、両委員ともご異議はございませんので、委員の多数を持って決したということにいたします。

## 6 審議結果（委員長）

審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

また、設置要綱第5条第2項に基づきまして、本日の議事概要をホームページ掲載することにし、審議内容を兵庫労働局長へ報告することにいたします。

以上で、本日の審議につきましては、すべて終了とさせていただきます。

## 7 閉会